


三木市記者発表資料 (令和5年5月2日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
教育振興部 学校教育課	課長 田中智美 (内線 3520)	学校指導係	0794-82-2000 (内線 3521)

タイトル
<b>5類感染症への移行後の学校における 新型コロナウイルス感染症対策について</b>
内容
<p><b>1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方</b></p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、継続する対策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握</li><li>・適切な換気の確保</li><li>・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導</li></ul> <p>(2) 学校教育活動上の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・マスクの着用を求めないことを基本とします。</li><li>・給食における「黙食」は必要としません。</li></ul> <p>(3) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られた場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られる場合には、症状がなくなるまでは自宅での休養、受診をお願いします。その場合は、欠席となります。</li></ul> <p><b>2 学校における出席停止措置の取扱い</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒に対しては、出席停止とします。出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。</p> <p><b>3 学級閉鎖等</b></p> <p>同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合（感染可能期間に学校にきていない者の発症は除く）や教育委員会が必要と判断した場合で、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校医等と相談し、必要な期間、学級閉鎖等を実施します。</p> <p>詳しくは、ホームページをご覧ください。 (5月2日午後5時公開予定)</p> 
セールスポイント
子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、感染者が確認された場合には、引き続き、学校医等と連携を図りながら、適切に対処して参りますので、保護者の皆さまには、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。